Osaka University Knowledge Archive

Title	雲林院の研究
Author(s)	音代, 節雄
Citation	懐徳. 1930, 8, p. 56-60
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/88812
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

程日本の國體を考へながら取捨して居るのです。其の點は美術の方面にもよく現はれて居ります。さうして日本の國を忘れぬと云ふ態度がわらかつたのです。色々當時支那だけのものでなしに、中央アジヤ、ギリシヤ、ローマ邊りのものが奈良朝にはいつて來て、色々の工藝品になつたり、色々の形になつたりしたことは正倉院邊りのものを見ればよく判るのでありますが、今は詳細に述べる時間がありません。甚だ蕪雜なことを申しましたが之で私の話は終ることに致します。

雲林院の研究（承前）

湘園音代節雄

第六章　雲林院の位置

紫野—船岡山の東北—諸書の記事—寺地大德寺に編入

紫の雲の林とは即ち紫野の雲林院の謂である。雲林院が紫野にあつたことは疑ふ餘地がない程明白であるしかして雲林院の位置が、船岡山の東であつたことも疑がない。山城名勝志及雍州府志に、大德寺の東南とあり、また國史に、船岡山の東北とあるから、現在の小堂は昔の寺地の一部分と見て差支へない。しかも名勝志に菩提講の舊跡が大德寺境内にあるといひ、大德寺長老妙超の菩提講東塔中北寄二十丈受文及後醍醐天皇編者並に榮雅抄の記事を綜合しておぼろげながら其寺地の區域を察することが出來る。

尙現在の雲林院の人の語るところによると、紫式部の墓や、小野篁の墓のあるところも昔は境內であつたといふ。然りであらう。紫式部と雲林院との關係に就いては、河海抄に僅かながらほのめかされてゐる。

山城名勝志　雲林院（大德寺の巽、雲林院（ウヂ井）、云所舊跡也、堂跡猶殘）

菩提講（舊跡在二大德寺境內一云云）

江戸時代には右の記事から考へて、礎石などが殘つてゐて、其あたりをウヂ井と云つてゐたものらしい。雍州府志にも、字治伊と記されてゐる。しかし今は明にウンリン井ン町と呼ばれてゐる。平安時代に、ウンリン井ン或はウリウ井ンと稱されてゐた優雅な呼び方も、室町時代には、已にウンリン井ンとなり、江戸時代に入つて、地名にウヂ井が現れ、今また寺名地名ともに、ウンリンキンと字の通り呼ばれてゐる。

大德寺什物之草案云、

菩提講敷地證文云、雲林院邊菩提講東塔中北寄二拾丈爲寺院敷地預御寄附候了但此地乾角御先祖墳墓也不可奉堀移佗所者也云云、莊嚴墳墓可奉訪彼菩提也

元亨四年五月六日

比丘妙超判

右は名勝志に引用されてゐるのであるが、未だ原書を目睹するの機を得ない。

雍州府志　雲林院在大德寺東南

府志の此記事はおそらく現在と同じ所に貞享の頃小堂のあつたのを指したものであらう。

古今榮雅抄　雲林院は紫野に有、……依勅殖吳竹、東西七拾三丈、東北七拾三丈也、舟岡山東、からすきかはなの近所、うぢいといふ所なり。

大德寺文書によれば、元弘三年十月二十九日に大德寺の寺地東西六十六丈、からすきか鼻より不動堂前迄南北九十丈と勅旨により決定されたのが、建武元年五月六日再び東は船岡山東崎から西は竹林まで北は山後社から南は安居院大路まで擴げられたのであらう。三度目即ち同年十月廿日には東西一丁三十丈南北二町二十八丈と定められたのである。自分は大德寺附近の實地に就ては詳しく知らぬが、古今榮雅抄に舟岡山の東からすきか鼻の近所、うじゐと云所也とある雲林院趾か、勿論大德寺に偏入されたのであるから、當時既に精舍の存しなかつた事は疑ふことが出來ぬ。榮雅抄に村上天皇の御代勅を以て呉竹を植え給ふたとある。而して東西七十三丈南北七十三丈とあるから、おそらく寺の敷地の廣さを指したものであらうか。若し然りとすれば雲林院の寺地は元弘三年の大德寺の廣さとあまり徑庭がなかつた。

大德寺文書山城

當時東路以東敷地六十六丈、自唐鋤鼻至不動堂前、南北九十丈可被致管領者天氣如此、仍執達如件

元弘三年十月二十九日　　左中（中御門宣明）　辨（花押）

大德禪寺長老（妙超）

當事敷地事、東限船岡山東崎、南限安居院大路、西限竹林、北限同山後社、可令管領給者、天氣如此、仍執達如件

建武元年五月六日　　左衛門權佐（花押）（岡崎範國）

大德寺長老禪室（妙超）

大德寺東敷地事、東西一丁三十丈、南北二町二十八丈餘、可令管領給者、依天氣執達如件

建武元年十月廿日　　左中將（中院具光）（花押）

大德寺宗峯（妙超）長老

雲林院は、紫野に「本朝無雙之禪苑」大德寺の出現によつて、全く其の法燈を消滅せられたやうな感がある。船岡山から紫野を一眸の下に俯瞰して龍寶山大德寺の鬱々たる森を見、更に多くの甍の輝けるのを眺めて、古の雲林院の盛んなりし有樣を彷彿と空想に描きながら、著者はしばし佇んだ。家に埋つた今の紫野のすがたは殊の外無趣味なもので、昔の幽韻掬すべき紫野と雲林院とが遂に消え去つたことを悲しみつゝ山を下りた。

第七章　常康親王の御落飾と雲林院の御傳領

雲林院の傳統―淳和天皇より仁明天皇へ―仁明天皇より常康親王へ―御落飾の動機―仁明天皇の崩御

仁明天皇第七皇子無品常康親王は雲林院に居給ふたので雲林院宮と稱しまゐらせた。最初は未だ寺院ではなかつた。親王が何時頃から雲林院に住し給ふたから究め得ないが、雲林院が淳和天皇の離宮であつた關係から察して、承和七年淳和上皇崩御の後親王に賜つたのであらうが、同年十一月には答志島を賜はせられた

續日本後紀

承和七年十一月

戊子以下在二志摩國一答志嶋上賜二無位常康親王一。

しかして、雲林院は仁明天皇から、常康親王に賜ふたことは、三代實錄の記事によつても明かであるが、賜つた年月が明示してなく、且親王が御出家せられたのは、嘉祥三年三月廿一日で即ち仁明天皇崩御の翌年に悲歎追慕のあまり佛道に歸依せられたものであることは文德實錄仁壽元年三月の條によつて明瞭である。

丙寅無品常康親王落レ髮爲レ僧親王者　先皇第七子也母紀氏少而沉敏風情可レ察　先皇諸子之中特所二鍾愛一親王追慕　先皇一悲歎無レ已遂歸二佛理一求二冥救一也。

然るに三代實錄には雲林院は常康親王の舊居であると書きながら、深草天皇即ち仁明天皇崩御の後之を賜ふと記されてゐる。或は親王が離宮に寓居し給ふたが、親王の御所有ではなかつたのを、天皇崩御の後全く之を親王が讓受け給ふたものであると解すべきであらうか。さすれば『舊居也』の句にも、また『深草天皇賜レ此居之』の句にも牴觸しないであらう。しかして離宮から精舍になつたのは、仁明天皇の崩御、常康親王出家の際に擬るので、もとより常康親王の御意志に基くのである。（未完）

正儀公本來の面目

今西茂喜

元儒、劉因の讀史法を詠ずるの詩に、

記錄紛々己失眞。語言輕重在詞臣。若於事々求心跡。恐有無邊受屈人。

と楠木正儀公の心事の如き、吾人は須らく虛心坦懷、その行爲の始終を觀、その心情の淸汚を察し以て其眞を失はざることを期せざるべからず